

中央経済社『旬刊 経理情報』2015年1月1日号(No.1401)

## 特定事業再編投資損失準備金等に注目 業界再編をめぐる税務上の留意点

税理士法人トーマツ  
公認会計士・税理士 長谷川 芳孝

### 特定事業再編とは

強化法における特定事業再編とは、前出【資料】II<sup>1</sup>の類型に合致する再編を指し、合併会社、いわゆるジョイント・ベンチャー（以下、「JV」という）を組成する再編形式を幅広くカバーしているように見受けられる。しかし、株式交換・共同株式移転が含まれておらず、そもそも母体企業同士が合併するようなケースも対象とはされていない。また、「完全子会社」とは設立来継続して100%保有している会社のみをいい、設立後に株式買取等により100%子会社化されたものは含まれないという点にも留意が必要である。

なお、特定事業再編として認定を受けるためには、強化法に規定するさまざまな要件を満たす必要があり、当該各種要件については本稿では割愛する。

### 特定事業再編投資損失準備金制度

#### (1) 概要

税制上も特定事業再編を促進する観点から、平成26年度税制改正において特定事業再編投資損失準備金制度が導入され（措法55の3）、準備金制度によりJVを組成する母体企業に大きな税制上のインセンティブが与えられている。これは、切出しの対象となる事業が「多くの場合、赤字だ

ったのではないか」ということです。赤字部門を切り出すと、会計上は見かけが良くなりますが、税務上は赤字部分が外に出て連結も取れないことになり、一言で言えば増税になります。そういうのも切り出しを阻んでいた、ある種の原因の1つだったのかもしれない」（経済産業省 吉本豊氏「産業競争力強化法について」『租税研究』2014年5月号）との配慮のもと、税務上の要因によってJVの組成が阻害されることのないように、母体企業において税負担が増加する懸念を取り除くべく措置されたものと考えられる。さらに、「既に完全子会社の形で a、b 事業（筆者注：母体企業における合併対象事業を指す）を切り出していた場合は、連結納税し得た」（吉本氏、同）はずであるから、母体企業からの切出しによるJV組成と同様に、母体企業の完全子会社を当事者とする再編のうち、一定のものも準備金制度の対象としたものと解されている。

#### (2) 準備金の繰入れ

強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの期間内に特定事業再編計画について認定を受けた青色申告法人が、計画認定日から10年間にわたり、特定会社の株式・貸付金のうち一定のもの（以下、それぞれ「特定株式」、「特定債権」といい、あわせて「特定株式等」という）の価格の低落または貸倒れによる損失に備えるため、期末に保有する特定株式等の取得価額の70%以下の金額を損金経理また

1 中央経済社『旬刊経理情報』2015年1月1日号(No.1401)

P19【資料】II 特定事業再編計画における事業構造の変更の類型

は準備金方式により特定事業再編投資損失準備金として積み立てて、損金算入することができるとされた。税務上の制度ではあるものの、税制措置対象となる「特定事業再編」の定義や認定自体は強化法の規定にそのまま依存した形になっているため、留意が必要となる。

### (3) 準備金の戻入れ

計画認定日から10年を経過した後は、5年間にわたり均等額を戻し入れることとされている。ただし、特定会社が10年経過前に3期連続で営業利益を計上することとなった場合は、その時点で財務健全性に関する目標到達とされ、その翌事業年度から準備金の戻入れを行う必要があり、当該戻入れの期間は計画認定日から目標到達までの期間が4年未満の場合は3年間、4年以上5年未満である場合は4年間に短縮される。また、年数の経過や目標到達のほか、次のような事象が発生した場合にも準備金残高の全部または一部の取崩しを行う必要がある。

- |   |  |
|---|--|
| ① | 特定事業再編計画の認定を取り消された場合<br>→準備金全額         |
| ② | 特定株式等の全部または一部を処分した場合<br>→処分した部分に対応する金額 |
| ③ | 準備金を積み立てた法人が合併により消滅した場合<br>→準備金全額      |
| ④ | 特定会社が解散した場合<br>→準備金全額                  |
| ⑤ | 準備金を積み立てた法人が解散した場合<br>→準備金全額           |
| ⑥ | 特定株式等の簿価を減額した場合<br>→減額部分に相当する金額        |
| ⑦ | 準備金を任意取崩した場合<br>→当該取崩し額                |
| ⑧ | 青色申告承認を取り消された場合<br>→準備金全額              |

### (4) 特定株式・特定債権

準備金積立対象となる特定株式・特定債権とは、

基本的には特定会社の発行する株式または出資・貸付債権のうち、具体的には、特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る次のものを指す。

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| ① | 設立・増資に伴う払込みにより交付される株式等   |
| ② | 合併、分社型分割、現物出資により交付される株式等 |
| ③ | 特定会社に対して行われる貸付に係る貸付債権    |

なお、特定事業再編前から保有している、既存の特定会社株式等や貸付債権についても、一定の場合には特定株式・特定債権として取り扱うことが可能とされている。

### 登録免許税の軽減

認定を受けた特定事業再編計画に係る一定の登記であって、強化法施行日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日までの間にされたものは、次のとおり軽減を受けることとされた(措法80)。

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | 株式会社の設立・増資(3,000億円を超える部分を除く)<br>→0.35%(本則0.7%)     |
| (2) | 合併による株式会社の設立・増資(純増部分を除く)<br>→0.1%(本則0.15%)         |
| (3) | 分割による株式会社の設立・増資(3,000億円を超える部分を除く)<br>→0.5%(本則0.7%) |

また、特定事業再編計画に係る一定の不動産所有権の取得についても登録免許税が軽減される。なお、(特定事業再編計画に該当しない)事業再編計画においても流通税の特例が利用できる場合がある。

## 特定事業再編におけるその他の税務上の論点

ここまで、特定事業再編に関する租税特別措置の概要を述べてきたが、その他の税務上の論点について5つの再編形態別に論じる。

### (1) 完全子会社相互間の新設合併または吸収合併

#### ① 適格性の判定

新設合併または吸収合併が適格要件を充足する場合は、適格合併として簿価引継ぎが行われることになる。JVを組成する母体企業同士は通常資本関係がないことが多いと想定されることから、3種類の適格要件(完全支配関係・支配関係・共同事業)のうち、いわゆる「共同事業要件」を満たすかどうかの問題になるケースが多いと考えられる。

共同事業要件を満たす適格合併とは、企業グループ内の合併に該当しないもののうち、次に掲げる6つの要件(被合併法人の株主等の数が50人以上である場合には、株式継続保有要件を除く5つの要件でよい)のすべてに該当するものである(法令4の3)。

#### (ア) 金銭不交付要件

被合併法人株主等に合併法人株式または合併親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないこと。

#### (イ) 事業関連性要件

被合併法人の被合併事業とその合併に係る合併法人の合併事業とが相互に関連するものであること。

#### (ウ) 規模要件または経営参画要件

規模要件とは、被合併法人の被合併事業と合併法人の合併事業の売上金額、従業員の数、資本金の額等の規模の割合がおおむね5倍を超えないことを行う。経営参画要件とは、被合併法人の特定役員(社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役もしくは常務取締役またはこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者)のいずれかとその合併法人の特定役員のいずれかまたは合併後に合併法人の特定役員となることを見込まれていることをいい、規模要件が充足できない場合の救済措置的な色彩を持つ要件である。

#### (エ) 従業者引継要件

被合併法人の合併直前の従業者のうち、おおむね80%以上が合併後に合併法人の業務に従事することが見込まれていること。

#### (オ) 事業継続要件

被合併法人の被合併事業が合併後に合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。

#### (カ) 株式継続保有要件

合併直前の被合併法人株主等で合併により交付を受ける合併法人株式の全部を継続して保有することが見込まれる者が有するその被合併法人の株式数が80%以上であること。なお、前述のとおり、被合併法人の株主等の数が50人以上である場合には不要である。

特定事業再編に該当するような合併の場合は、事業関連性要件・事業継続要件・株式継続保有要件などは充足することが予想されるが、規模要件・経営参画要件・従業者引継要件の充足について慎重な検討が必要な場合もあると考えられる。

#### ② 含み損益課税(被合併法人)

適格合併に該当する場合は、被合併法人の資産・負債はその税務簿価により合併法人に引き継がれることになる。一方、適格要件に該当しない合併(非適格合併)の場合は、被合併法人の含み損益は原則として(グループ法人税制が適用される場合は例外が存在する)合併において実現し、被合併法人の最後事業年度の損益に含まれることとなる。新設合併の場合は、統合当会社すべてが被合併法人に該当して含み損益課税の対象になるが、吸収合併の場合は消滅会社の資産負債の含み損益のみが対象となる点に留意が必要である。特定事業再編投資損失準備金制度においては、再編が税制上適格であることは特段要件とされていないことから、非適格再編になったとしても、他の観点から特定事業再編として認定することがふさわしいと認められ、準備金制度の要件を満たす限り、準備金繰入等の税制措置の対象となる点に留意が必要である。

#### ③ 含み損益課税(株主)

適格合併の場合、完全子会社の株式簿価を特定会社の株式簿価に振替えを行うことになる。非

適格合併の場合でも、被合併法人に対して金銭等の交付が行われない場合は、特定会社の株主(母体企業)において譲渡損益は発生しない。ただし、非適格合併の場合、みなし配当は常に発生する(そしてその分特定株式の税務簿価が増額される)ことになるため、留意が必要である。前述した特定事業再編投資損失準備金制度において、準備金の繰入対象とされているのは特定株式等の簿価であるが、そこでいう繰入対象となる簿価は(会計ではなく)税務上の簿価となるため、ここで述べる株主における課税関係を理解しておくことが重要となる。

#### ④ 欠損金・含み損の制限

適格合併に該当する場合は、被合併法人の有するいわゆる青色繰越欠損金の引継ぎが認められる。合併法人と被合併法人の間に合併前にグループ関係(株式保有割合で50%超となる資本関係)がある場合は、濫用的な租税回避を防止する観点から欠損金および含み損に利用制限が課せられることがある(法法57、62の7)が、合併前に合併法人・被合併法人の間にグループ関係が存しない適格合併については、濫用のおそれが少ないと思われることからこのような制限の対象とはされていない。特定事業再編においては典型的には企業グループを超えた統合が多いと思われるため、欠損金の制限がかかるような再編はまれであろうと思われる。

### (2) 共同新設分割(分社型分割)

#### ① 適格性の判定

共同新設分割とは、正確には「2以上の事業者が共同して行う新設分割」をいい、分割法人(母体企業)同士に資本関係がない場合には、共同事業要件を満たす場合に適格分割として取り扱われる。分割における共同事業要件は次のとおりである。

- |                   |
|-------------------|
| (ア) 金銭不交付要件       |
| (イ) 事業関連性要件       |
| (ウ) 規模要件または経営参画要件 |
| (エ) 主要資産負債引継要件    |
| (オ) 従業者引継要件       |
| (カ) 事業継続要件        |
| (キ) 株式保有継続要件      |

このうち、合併と異なるのは、主要資産負債引継要件が付加されていることであるが、これは、分割法人の分割事業に係る主要な資産・負債が分割承継法人に移転していること(資産のつまみぐいの移転を適格分割として認めない)という要件である。平成17年会社法のもとでは旧商法と異なり、会社分割において個々の資産単位での移転が可能とされたことから、会社法上適法に会社分割として成立している場合でも、税務上はこの主要資産負債引継要件が満たされているとは限らず、税務上の観点からの配慮がより強く求められることとなっている。

#### ② 含み損益課税(分割法人)

適格分割に該当する場合には分割法人には課税は生じないが、非適格分割の場合は原則として時価にて資産・負債を譲渡したものと分割法人に課税が生じる。

#### ③ 欠損金・含み損の制限

適格合併の説明で既述のとおり、分割前にグループ関係がない法人による適格分割は、原則として欠損金・含み損益の制限対象にはならないこととされている。

#### (3) 一の事業者の完全子会社に他の事業者が行うその事業を承継させる吸収分割(分社型分割)

適格性の判定、分割法人の含み損益課税、欠損金・含み損の制限のいずれについても、前述の共同新設分割に関する説明と同様となる。許認可の承継や統合準備の容易さを考慮すると、分割前に統合会社の法人格が存在せず事前準備に制約がある共同新設分割よりも、こちらの吸収分割の類型のほうが利用しやすいようにも思われる。ただし、前述したとおり強化法上の完全子会社の定義が狭い(設立来100%保有)ため、適当な完全子会社が存在しないケースも多いと思われる。

#### (4) 一の事業者の完全子会社が行う他の事業者からの出資の受入れ

金銭出資の場合、いわゆる組織再編が行われず、単なる出資の受入れのみ行われるため、税務上の複雑な論点は存在しない。むしろ利用しやすい形態であるため、準備金利用目的の濫用事例が

生じるおそれも考えられるところである。しかし、強化法等において一定の手当がなされており、濫用事例はそもそも認定を得られないと想定されるところから、税務上特有の論点が生じることは(可能性はゼロではないものの)まれではないかと想定される。

#### (5) 共同して行うそれぞれの完全子会社の発行済み株式の全部を取得する会社の設立

典型的には、特定会社を金銭出資により設立し、特定会社が各母体企業の完全子会社株式を買い取るケースが想定されている。いわゆる組織再編が行われず、会社設立および株式買取りのみが行われるため、税務上の複雑な論点は存在しない。

長谷川 芳孝(はせがわ・よしたか)  
税理士法人トーマツ  
パートナー 公認会計士・税理士

1990年に監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)に入社し、1994年に勝島敏明税理士事務所(現 税理士法人トーマツ)に転籍。デロイト ニューヨーク事務所での2年半の駐在を含め、20年以上、日本企業および多国籍企業に対する税務アドバイスに従事。M&A・組織再編・事業再生に係る税務相談や税務デューデリジェンスやストラクチャリングについて数多くの経験を有している。国税庁税務大学校講師を含め数多くのセミナーを実施している。著書:『組織再編セミナー』(共著・商事法務)など。一橋大学経済学部卒。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。